

## 国立大学6校における自動発行機での年間発行枚数を超える場合の取扱いに係る周知

大学名	年間発行枚数	年間発行枚数を超える場合の取扱い ①	学割証の発行枚数についての記載内容					
			ホームページ		証明書自動発行機等への掲載		学生ガイドブック等	
				①についての周知の有無		①についての周知の有無		①についての周知の有無
弘前大学	10枚	教務課に申し出てもらい、使用目的を確認の上、自動発行機のシステムの上限を変更し、追加発行している。	「1人当たりの枚数は年間(4月～翌年3月)10枚です。」	×	「学校学生生徒旅客運賃割引証(学割)は10枚で一度発行上限になります。就活などでそれ以上に必要になった場合は都度追加発行できるようにします。」	○	「1人当たりの枚数は年間(4月～翌年3月)10枚です。学割証の有効期間は3か月です。計画的に使用してください。」	×
岩手大学	20枚	学務企画課に申し出てもらい、使用目的を確認の上、自動発行機のシステムの上限を変更し、追加発行している。	「1年間(4月～3月)20枚以内」	×	「年間20枚まで」	×	「年間20枚以内」	×
秋田大学	10枚	学生支援・就職課に申し出てもらい、使用目的を確認の上、自動発行機のシステムの上限を変更し、追加発行している。	「年間使用枚数は1人当たり10枚」	×	「学割証は年間10枚以内です。」	×	「年間使用枚数は1人当たり10枚」	×
東北大学	20枚	学生支援課又は各学部の事務局に申し出てもらい、使用目的を確認の上、自動発行機のシステムの上限を変更し、追加発行している。	「年間20枚まで」	×	「学割証は年間20枚まで、1回当たり2枚まで」 「学割証の年間発行限度数を超えて発行を希望する方は、④番窓口までお申し出ください。」	○	「発行枚数は年間1人20枚まで。(20枚を超えて学割証を必要とする場合は、担当窓口にご相談してください。)」	○
山形大学	10枚	学生・キャリア支援課学生企画・課外活動担当に申し出てもらい、使用目的を確認の上、自動発行機のシステムの上限を変更し、追加発行している。	【工学部在学中の方、大学院理工学研究科(工学系)在学中の方】 「学割証については年間の発行枚数が1人10枚まで、1日4枚までとなっています。」	×	「学割の年間発行枚数を超えた場合は、②学生企画・課外活動担当へ」	○	「年間(4月～3月)の発行枚数は1人10枚までとなっています。」	×
福島大学	10枚	学生課に申し出てもらい、使用目的を確認の上、自動発行機のシステムの上限を変更し、追加発行している。	「年間10枚まで発行できます。(年間10枚を超えて発行したい場合は学生課で申請してください。)」	○	「③一人あたりの発行限度枚数は年間10枚です。(年間10枚を超えて発行したい場合は学生課で申請してください。)」	○	—	—

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ○は周知されているもの、×は周知されていないものを示す。

3 一は、学生ガイドブック等はホームページに掲載しており、紙媒体では作成していないことを示す。